

フランスにおけるテロ行為者に対する保安処分をめぐる近時の動向

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/4741335>

出版情報 : 法政研究. 88 (3), pp.1-16, 2021-12-13. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics)
Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

フランスにおけるテロ行為者に対する保安処分をめぐる近時の動向

井上 宜裕（訳）

はしがき

二〇二〇年七月二十七日に国民議会で採択された、テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法案第四七二号（最終稿）

二〇二〇年八月七日の憲法院裁決第二〇二〇―八〇五DC号（テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法律）

テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する二〇二〇年八月一〇日の法律第二〇二〇―一〇二三号

はしがき

本資料は、近時のフランスにおけるテロ行為者に対する保安処分をめぐる立法動向を把握すべく、「テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法案」提出後、両院の議を経て確定された法案「二〇二〇年七月二十七日に国民議会で採択された、テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法案第四七二号（最終稿）」^①、②確定された法案に対する憲法院の裁決「二〇二〇年八月七日の憲法院裁決第二〇二〇―八〇五DC号（テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法律）」^②、及び、③最終的に成立した法律「テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する二〇二〇年八月一〇日の法律第二〇二〇―一〇二三号」^③の三つを訳出するものである。

テロ対策として保安処分を拡充しようとする一連の立法の流れは、二〇二〇年三月一〇日、テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法案第二七五四号^④が国民議会に提出されたことから始まる。

本法案は、テロ犯罪の行為者に対して、刑罰終了後に、①刑罰適用判事の呼び出しに応じること、②特定の場所に

居所を定めること、③仕事または居所のあらゆる変更につき、その変更が保安処分等の執行の障害となりうる場合、刑罰適用判事に事前の許可を取ること、④外国へのあらゆる移動につき刑罰適用判事に事前の許可を取ること、⑤週に三回を限度に、警察または憲兵の元に定期的に出頭すること、⑥特定の者または特に指定された人的カテゴリーの者と接触しないこと、⑦特に指定された全ての場所に立ち入らないこと、⑧移動型電子監視の発信器を装着することを内容とする、保安処分を新たに設けようとするものである。

この法案をたたき台として、両院で審議を通して、さまざまな修正が加えられた結果、確定稿では、導入される保安処分は、以下のものとされた。①刑罰適用判事または社会復帰・保護観察官の呼び出しに応じること、②社会復帰・保護観察官の訪問を受け入れること、及び、社会復帰・保護観察官に生活手段及び義務の履行の監督を可能にしうる情報及び書面を提供すること、③仕事もしくは居所の変更、または、一五日を超えるあらゆる移動を社会復帰・保護観察官に通知すること、及び、帰還を報告すること。仕事または居所の変更が保安処分等の執行の障害となりうる場合、刑罰適用判事に事前の許可を取ること、④職業活動に

従事すること、または、教育もしくは職業訓練に従事すること、⑤特定の場所に居所を定めること、⑥外国へのあらゆる移動につき刑罰適用判事に事前の許可を取ること、⑦犯罪の実行においてまたは犯罪が行われた際に従事していた活動に従事しないこと、⑧週に三回を限度に、警察または憲兵の元に定期的に出頭すること、⑨特定の者、とりわけ、犯罪の正犯者もしくは共犯者、または、特に指定された人的カテゴリーの者と接触しないこと、⑩特に指定された全ての場所、全ての場所的カテゴリーまたは全ての領域に立ち入らないこと、⑪武器を保持または携帯しないこと、⑫再社会化及び市民的価値の獲得を可能にするための衛生的、社会的、教育的または心理学的ケアの条件を遵守すること。

しかしながら、この法案は、憲法院によって、その大半が憲法不適合と判断されることになる。その理由として、憲法院は、当該保安処分が許容されるのは、「憲法上保障される権利及び自由に対するより侵害的でないいかなる措置もこれらの行為の実行を予防するのに十分ではなく、かつ、これらの措置の実施の条件及びその期間が追求される目的に適合的で均衡を保っているという条件においてである。対象者が既に刑罰を執行された場合にはなおのこと、

この条件の尊重が要請される」と述べている。

世界各国にとって、テロリズムとの闘争は喫緊の課題であり、いかなる方策でこれに臨むべきかは極めて重要な問題である。フランスにおけるテロ犯罪行為者に対する保安処分導入をめぐる動向は、テロ対策の難しさを端的に示しているといえる。

とかくテロ犯罪には厳しい措置を要求し、テロ犯罪の行為者には他の犯罪者とは別の原理が働くとする考え方が強調される時代において、保安処分の権利侵害性を強調して、その導入を否定した意義は大きい。フランス憲法院のこのような姿勢は、日本においても、今後のテロ対策を考える上で、一定の示唆をもたらさしうるものと考えられる。

以下、「二〇二〇年七月二七日に国民議会で採択された、テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法案第四七二号（最終稿）」、「二〇二〇年八月七日の憲法院判決第二〇二〇一八〇五DC号（テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法律）」及び、「テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する二〇二〇年八月一日の法律第二〇二〇一〇二三号」を順次、翻訳する。

二〇二〇年七月二七日に国民議会で採択された、テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法案
第四七二号（最終稿）

国民議会は、憲法典第四五第三項に定められる条件において、以下の内容の法案を採択した。

第一条

刑事訴訟法典第四部第一五編は、以下のように修正される。

一 冒頭で、「及び」の判決の」という語は、「、判決及び」に関する保安処分の」という語に置き換えられる。

二 第七〇六一六条第四項で、「第七〇六一二五―四」の参照は、「第七〇六一二五―七条及び第七〇六一二五―二〇条」の参照に置き換えられる。

三 第七〇六一七条は、以下に起草される一項によって補完される。

「第一五編第四節に定められる保安処分は、テロ対策共和国検事 (procureur de la République antiterroriste) の請求に基づき、パリ保安監置地方裁判所、または、少年に關しては、パリ少年裁判所によって命じられる。」

四 第七〇六―二二―一条第一項で、「第七〇六―一七条」の参照の後、「及び、第七二六―二五―一五条に定められる義務を課された者」の語が挿入される。

五 以下に起草される第四節が付け加わる。

〔第四節 テロ犯罪の行為者に適用せられる保安処分

第七〇六―二五―一五条I. ①ある者が、刑法典第四二―一―二五条及び第四二―一―二五―一条で定められる犯罪を除く、同法典第四二―一―二五―一条乃至第四二―一―二六条で挙げられる一つまたは複数の犯罪につき、五年以上の自由剥奪刑、当該犯罪が法律上の累犯状態で行われた場合には三年以上の自由剥奪刑を宣告された場合で、かつ、その刑罰執行終了時に行われる対象者の状況の再調査を経て、対象者が累犯の非常に高い蓋然性及びテロ行為の実行にかき立てる思想または主張への持続的な信奉によって特徴づけられる特別な危険性を呈していることが証明される場合、保安監置地方裁判所は、共和国検事の請求に基づき、累犯を防止するという唯一の目的のため、以下の義務の一つまたは複数を含む保安処分を命じることができる。

一 刑罰適用判事または社会復帰・保護観察官の呼び出しに応じること、

二 社会復帰・保護観察官の訪問を受け入れること、及

び、社会復帰・保護観察官に生活手段及び義務の履行の監督を可能にしうる情報及び書面を提供すること、

三 仕事もしくは居所の変更、または、一五日を超えるあらゆる移動を社会復帰・保護観察官に通知すること、及び、帰還を報告すること、仕事または居所の変更が保安処分の執行の障害となりうる場合、刑罰適用判事に事前の許可を取ること、

四 職業活動に従事すること、または、教育もしくは職業訓練に従事すること、

五 特定の場所に居所を定めること、

六 外国へのあらゆる移動につき刑罰適用判事に事前の許可を取ること、

七 犯罪の実行においてまたは犯罪が行われた際に従事していた活動に従事しないこと、

八 週に三回を限度に、警察または憲兵の元に定期的に出頭すること、

九 特定の者、とりわけ、犯罪の正犯者もしくは共犯者、または、特に指定された人的カテゴリーの者と接触しないこと、

一〇 特に指定された全ての場所、全ての場所的カテゴリーまたは全ての領域に立ち入らないこと、

一 武器を保持または携帯しないこと、

二 再社会化及び市民的価値の獲得を可能にするための衛生的、社会的、教育的または心理学的ケアの条件を遵守すること。このケアは、必要な場合、対象者が居住することを義務づけられる、調整された受け入れ施設内で行われる。

② 対象者に課される義務は、社会復帰・保護観察官の支援の下、必要な場合、このために認可された機関と協働しつつ、刑罰適用判事によって実施される。

II. — 保安監置地方裁判所は、措置の技術的実行可能性を検証した後、第七六三—一二条及び第七六三—一三条に定められる条件において、本条 I 第六号、第九号及び第一〇号に挙げられる義務の一つまたは複数の対象となる者を移動型電子監視に付す旨決定することができる。移動型電子監視の布置は、対象者の同意に服する。この布置は、装置の一時的な機能障害または当事者の請求により終了する。本条 I 第八号に挙げられる制限は、週に一度に緩和される。

III. — I で定められる保安処分は、最長一年間命じられうる。この期間満了後、当該保安処分は、共和国検事の請求に基づき、保安処分学際的委員会の意見を聴取した上で、

保安監置地方裁判所によって、五年を限度として、被有罪宣告者が少年の場合には三年を限度として、同一期間更新される。この制限は、被有罪宣告者によってなされた行為が重罪または一〇年の拘禁刑で処罰される軽罪を構成する場合には一〇年、当該被有罪宣告者が少年の場合には五年となる。

IV. — I で定められる保安処分は、テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法律第〇〇—〇〇号の公布前に釈放された者に対しては命じられえない。

V. — ① I で定められる保安処分は、以下の場合にのみ命じられうる。

一 テロ犯罪の行為者の自動化された国家司法ファイルへの登録の枠内で課される義務では、I 第一項で挙げられる犯罪の実行を予防するには不十分と思量される場合で、
二 かつ、この保安処分が累犯予防のために厳格に必要なと思量される場合。

② I で定められる保安処分は、対象者が刑法典第四二—九条の適用により社会内司法監督を宣告された場合、または、刑法典第七二三—二九条に定められる司法監視措置、第七〇六—五三—一九条で定められる保安監視措置、もしくは、第七〇六—五三—一三条で定められる保安監置の対

資料
象である場合には適用されない。

第七〇六―二五―一六条―①第七〇六―二五―一五条に定められる保安処分の対象となりうる被拘禁者の状況は、この者の危険性を評価するため、共和国検事の請求に基づき、釈放予定日の遅くとも三ヶ月前に、第七六三―一〇条に定められる保安処分学際的委員会によって、調査される。

②このため、委員会は、危険性の学際的評価の目的で、少なくとも六週間、被拘禁者の観察の任を負う専門化された機関に対象者を収容するよう請求する。

③この期間満了後、委員会は、第七〇六―二五―一五条に定められる基準に照らし、第七〇六―二五―一五条に挙げられる監視を宣告することの妥当性に関して理由を付した意見を保安監置地方裁判所及び対象者に送付する。
第七〇六―二五―一七条―①第七〇六―二五―一五条に定められる決定は、被有罪宣告者の釈放予定日の前に、対審による、被有罪宣告者が請求すれば公開の審理の後に下される判決によってなされ、審理の間、被有罪宣告者は私選または職権指名弁護士に補佐される。当該決定には、第七〇六―二五―一六条に挙げられる評価結果及び意見、並びに、第七〇六―二五―一五条Vに挙げられる条件に鑑み、

特に理由が付されなければならない。

②判決には、被有罪宣告者に課される義務及びその期間が明記される。

③判決は、釈放後直ちに執行される。

④保安監置地方裁判所は、共和国検事の請求に基づき、または、対象者の請求により、第七〇六―五三―一七条に定められる態様に従って、必要な場合、共和国検事の意見を聴取した後、保安処分を修正し、または、その解除を命じることができる。この権限は、刑罰適用判事が何時でも保安処分以上の義務を修正する可能性を妨げることなく、行使される。

第七〇六―二五―一八条―本節に定められる保安監置地方裁判所の決定は、第七〇六―五三―一五条第六項及び第七項によって定められる上訴の対象となりうる。

第七〇六―二五―一九条―①第七〇六―二五―一五条に定められる義務は、その履行中になされるあらゆる拘禁によって中断される。

②拘禁が六ヶ月を超える場合、第七〇六―二五―一五条に定められる義務の一つまたは複数の再開は、遅くとも拘禁停止後三ヶ月以内に、保安監置地方裁判所によって追認されなければならない。追認がなければ、当該処分は職権で終

了する。

第七〇六―二五―二〇条―第七〇六―二五―一五条の適用により保安処分に付された者が自己に課された義務を遵守しない場合、三年の拘禁刑及び四五、〇〇〇ユーロの罰金で処罰される。

第七〇六―二五―二一条―本節適用の条件及び態様は、コンセイユ・デタのデクレでこれを定める。

第二条

刑事訴訟法典第二三〇―一九条は、以下に起草される第十九号によって補完される。

「一九 本法典第七〇六―二五―一五条I第三号、第六号、第七号、第九号、第一〇号及び第一一号の適用により宣告される義務または禁止。」

第三条

刑法典第四二―一八条は、以下のように修正される。

一 「同様に『されうる』の語は、『される』という語に置き換えられる。

二 以下のように起草される一項が付け加わる。

「但し、裁判所は、特に理由を付した決定によって、犯

罪の状況及び行為者の人格に鑑み、この刑罰を宣告しない旨決定することができる。」

第四条

刑事訴訟法典第八〇四条第一項は、以下のように起草される。

「本法典は、テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法律第〇〇―〇〇号から生じる起草において、本編で定められる調整、及び、以下に唯一の例外として定められる調整を除いて、ニューカレドニア、仏領ポリネシア及びウォリス・フツナ諸島で適用される。」

上記は、二〇二〇年七月二十七日、パリにて、公開審議で採択されたものである。

国民議会議長

Richard FERRAND

二〇二〇年八月七日の憲法院裁決第二〇二〇—八〇五〇号

(テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導
入する法律)

憲法院は、憲法典第六一条第二項に定められる条件にお
いて、二〇二〇年七月二十七日、第二〇二〇—八〇五〇号
の下、国民議会議長により、テロ犯罪の行為者に対する刑
罰終了後の保安処分を導入する法律の付託を受けた。

憲法院は、同様に、二〇二〇年七月二十八日、元老院議員
Patrick KANNER 氏、Maurice ANTISTE 氏、Viviane
ARTIGALAS 氏、David ASSOULINE 氏、Claude BÉRT-
DÉBAT 氏、Joël BIGOT 氏、Maryvonne BLONDIN 氏、
Nicole BONNEFOY 氏、Yannick BOTREL 氏、Muriel
CABARET 氏、Thierry CARCENAC 氏、Catherine
CONCONNE 氏、Hélène CONWY-MOURET 氏、Roland
COURTEAU 氏、Michel DAGBERT 氏、Yves DAUDIGNY
氏、Marc DAUNIS 氏、Marie-Pierre de la GONTRIE 氏、
Gilbert-Luc DEVINAZ 氏、Jérôme DURAIN 氏、Alain
DURAN 氏、Vincent ÉBLÉ 氏、Rémi FÉRAUD 氏、
Corinne FÉRET 氏、Jean-Luc FICHERT 氏、Martine

FILLEUL 氏、Hervé GILLÉ 氏、Annie GUILLEMOT 氏、
Jean-Michel HUILLEGATTE 氏、Olivier JACQUIN 氏、
Victoire JASMIN 氏、Patrice JOLY 氏、Bernard JOMIER
氏、Gisèle JOURDA 氏、Éric KERROUCHE 氏、Jean-Yves
LECONTE 氏、Claudine LEPAGE 氏、Jean-Jacques
LOZACH 氏、Monique LUBIN 氏、Victorin LUREL 氏、
Didier MARIE 氏、Rachel MAZUR 氏、Michelle
MEUNIER 氏、Marie-Françoise PÉROL-DUMONT 氏、
Angèle PRÉVILLE 氏、Claude RAYNAL 氏、Sylvie
ROBERT 氏、Gilbert ROGER 氏、Laurence ROSSIGNOL 氏、
Marie-Noëlle SCHOELLER 氏、Jean-Pierre SUEUR 氏、
Simon SUTOUR 氏、Sophie TAILLÉ-POLLIAN 氏、Rachid
TEMAL 氏、Jean-Claude TISSOT 氏、Nelly
TOCQUEVILLE 氏、Jean-Marc TODESCHINI 氏、Jean-
Louis TOURENNE 氏、André VALLINI 氏、及、
Yannick VAUGRENARD 氏による付託を受けた。

憲法第47条、2020年7月29日、国民議會議員、
Valérie RABAULT 氏、Jean-Luc MÉLÉNCHON 氏、André
CHASSAIGNE 氏、Joël AVIRAGNET 氏、Marie-Noëlle
BATTISTEL 氏、Gisèle BIÉMOURET 氏、Jean-Louis
BRICOUT 氏、Alain DAVID 氏、Laurence DUMONT 氏、

Olivier FAURE 氏、Guillaume GAROT 氏、David HABIB 氏、Christian HUTIN 氏、Régis JUANICO 氏、Marietta KARAMANLI 氏、Jérôme LAMBERT 氏、Serge LETCHIMY 氏、Josette MANIN 氏、Philippe NAILLET 氏、George PAUL-ANGEVIN 氏、Christine PIRES BEAUNE 氏、Dominique POTIER 氏、Joaquim PUEYO 氏、Claudia ROUAUX 氏、Hervé SAULIGNA 氏、Sylvie TOLMONT 氏、Cécile UNTERMAIER 氏、Hélène VAINQUEUR-CHRISTOPHE 氏、Boris VALLAUD 氏、Michèle VICTORY 氏、Clémentine AUTAIN 氏、Ugo BERNALICIS 氏、Éric COQUEREL 氏、Alexis CORBIÈRE 氏、Caroline FIAT 氏、Bastien LACHAUD 氏、Michel LARIVE 氏、Danièle OBONO 氏、Mathilde PANOT 氏、Loïc PRUD'HOMME 氏、Adrien QUATTENNENS 氏、Jean-Hugues RATENON 氏、Muriel RESSIGUIER 氏、Sabine RUBIN 氏、François RUFFIN 氏、Bénédicte TAURINE 氏、Manuëla KÉCLARD-MONDÉSIR 氏、Moëtaï BROTHÉRON 氏、Gabriel SERVILLE 氏、Alain BRUNEEL 氏、Marie-George BUFFÈT 氏、Pierre DHARREVILLE 氏、Jean-Paul DUFÉRGNE 氏、Elsa FAUCELLON 氏、Sébastien JUMEL 氏、Jean-Paul LECOQ

氏、Stéphane PEU 氏、Fabien ROUSSEL 氏、Hubert WULFRANC 氏、Jean-Félix ACQUAVIVA 氏、Michel CASTELLANI 氏、Jean-Michel CLÉMENT 氏、Paul-André COLOMBANI 氏、Charles de COURSON 氏、Frédérique DUMAS 氏、Sandrine JOSSO 氏、François-Michel LAMBERT 氏、Paul MOLAC 氏、Bertrand PANCHER 氏、及び Sylvia PINEL 氏のごまごま付託められた。

以下の法文に鑑み、

—憲法典、

—憲法院に関する組織法に係る一九五八年十一月七日のオルドナンス第五八一—一〇六七号、

—刑法典、

—刑事訴訟法典、

二〇二〇年八月三日に登録された、政府の所見に鑑み、

そして、委員会報告者を聴取した後、

憲法院は、以下の点に依拠した。

1. 国民議会議長、申請者たる元老院議員及び国民議会議員は、テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法律を憲法院に付託する。国民議会議長は、本法第一条の憲法適合性に関して憲法院に意見を求めてい

る。申請者たる元老院議員及び国民議會議員は、この同じ第一条に異議を唱える。

—第一条に関して

2. 付託された法律の第一条は、刑事訴訟法典第七〇六一—二五—一五条以下に、刑罰終了後にテロ犯罪の行為者に対して適用可能な「保安処分」を創設する。

3. この新たな措置は、三つの条件の下で適用される。第一に、対象者は、テロリズムの煽動及びその擁護に関する犯罪を除く、刑法典第四二—一条乃至第四二—一六条に挙げられるテロ犯罪を犯したことにつき、有罪宣告を受けていなければならない。第二に、対象者は、五年以上の自由剥奪刑、法律上の累犯の場合、三年以上の自由剥奪刑を宣告されていなければならない。最後に、対象者は、刑罰執行の終了時に、累犯の非常に高い蓋然性ととも、テロ行為の実行へと駆り立てる観念または主張への持続的な信奉によって特徴づけられる特別な危険性を呈していなければならない。

4. この措置は、対象者の危険性を評価する任を負う、保安処分学際的委員会の理由を付した意見に鑑みて、下される。この措置は、パリ保安監置地方裁判所によって、少年に関して、パリ少年裁判所によって命じられる。

5. この保安処分は、対象者に、以下に列挙する義務または禁止の一つまたは複数の遵守を課す。刑罰適用判事または社会復帰・保護観察官の呼び出しに応じること、社会復帰・保護観察官の訪問を受け入れること、及び、社会復帰・保護観察官に生活手段及び義務の履行の監督を可能にする情報及び書面を提供すること、仕事もしくは居所の変更、または、一五日を超えるあらゆる移動を社会復帰・保護観察官に通知すること、及び、帰還を報告すること、仕事または居所の変更が保安処分の執行の障害となりうる場合、刑罰適用判事に事前の許可を取ること、職業活動に従事すること、または、教育もしくは職業訓練に従事すること、特定の場所に居所を定めること、あらゆる外国への移動につき刑罰適用判事に事前の許可を取ること、犯罪の实行においてまたは犯罪が行われた際に従事していた活動に従事しないこと、週に三回を限度に、移動型電子監視に付されている場合は週に一回を限度に、警察または憲兵の元に定期的に出頭すること、特定の者または特に指定された人的カテゴリーの者と接触しないこと、特に指定された全ての場所、全ての場所的カテゴリーまたは全ての領域に立ち入らないこと、武器を保持または携帯しないこと、再社会化及び市民的価値の獲得を可能にするための衛生的、

社会的、教育的または心理学的ケア、必要な場合、対象者が居住することを義務づけられる、調整された受け入れ施設内で行われるケアの条件を遵守すること、対象者の同意を条件に、移動型電子監視に付されること。これらの義務または禁止に対する違反は、三年の拘禁及び四五、〇〇ユーロの罰金で処罰される。

6. この措置は、最長一年間、命じられる。この措置は、一定の条件の下、五年を限度として、被有罪宣告者によってなされた行為が重罪または一〇年の拘禁刑で処罰される軽罪を構成する場合には一〇年を限度として、同一期間更新される。被有罪宣告者が少年の場合、これらの制限は、それぞれ三年、及び、五年となる。

7. 国民議会議長は、これらの規定が、一七八九年の間と市民の権利の宣言第九条、及び、憲法典第六六条に適合しているかを吟味するよう憲法院に求めている。申請者たる元老院議員によれば、この同じ規定は、無用の厳格さによって私的な自由を侵害し、個人の自由、往來の自由、私生活の尊重を受ける権利に対して、立法者によって追求される目的にとって必要でも適合的でもなく、均衡もしていない侵害をもたらすとされる。申請者たる国民議會議員は、同様の批判を展開した上で、対象者の危険性評価が主

観的であることから、罪刑法定原則が無視されることになる点を付け加える。さらに、申請者たる国民議會議員は、同法によって定められるいくつかの義務の併科は、非難対象となつてゐる措置に、刑罰法規不遑及の原則の適用を正当化する自由剥奪的性質を付与すると考えている。

8. 一七八九年の宣言第九条の文言によれば、「何人も有罪と宣告されるまで無罪と推定されるのであり、逮捕が必要不可欠と思料される場合でも、対象者の身柄確保に」とつて必要ないあらゆる厳格さは、法律によって厳格に抑止されなければならない。」

9. 刑事訴訟法典第七〇六―二五―一五条に定められる措置は、刑法上の有罪判決を顧慮して宣告され、刑罰の完了に続いて実施されるとしても、判決裁判所による有罪判決の際に決定されるのではなく、保安監置地方裁判所による。この措置は、被有罪宣告者の有責性ではなく、判決日に地方裁判所によって評価される特別な危険性に依拠している。この措置は、累犯を回避し、予防することを目的とする。かくして、この措置は、刑罰でも、処罰的性質を有する制裁でもない。

10. しかしながら、この措置は、処罰的性質をもたないとはいえ、私的な自由は無用な厳格さによって害されえな

いとすると、一七八九年の宣言第二条、第四条及び第九条から生じる原則を尊重しなければならない。公の秩序に対する侵害の予防と、憲法上保障される権利及び自由の行使の両立を確保するのは、立法者の責任である。後者に含まれるのは、私的な自由を構成する、往來の自由、一七八九年の宣言第二条によって保護される、私的生活の尊重を受ける権利、及び、一九四六年一〇月二七日の憲法典前文第二項から生じる、通常の家生活を送る権利である。これらの権利及び自由の行使に対する侵害は、追求される予防目的に適合的で、必要かつ均衡していなければならない。

11. テロリズムは、威嚇または恐怖によって、公の秩序を大きく壊乱する。テロリズムとの闘争の目的は、公の秩序に対する侵害を予防するという憲法的価値を有する目的に根ざしている。

12. 刑事訴訟法典第七〇六一―二五一一五条によって定められる保安処分は、テロ犯罪の行為者に対して、拘禁の終了時から、累犯予防のために義務及び禁止を課すことを目的としている。非難が向けられている諸規定によって、立法者は、そこに示されていたように、テロリズムと闘うこと、及び、公の秩序を大きく壊乱する行為の実行を予防することを望んでいた。立法者は、公の秩序に対する侵害を

予防するという憲法的価値を有する目的を追求した。

13. 一方で、この措置は、社会内司法監督、司法監視、保安監置、保安監視、及び、テロ犯罪の行為者の自動化された全国司法データベースへの登録のように、最も重大な犯罪の累犯を予防するために存在する措置に付け加わる。この措置は、同様に、テロ行為の実行を予防するための行政監督及び監視の個別的措置に付け加わる。他方で、この措置は、刑の終了時に、テロ行為の実行にかき立てる思想または主張を信奉し続ける者が呈する、累犯の特別な危険に対応することを目的とする。

14. しかしながら、立法者が、客観的要素に基づいて評価されるテロ行為の行為者の特別な危険性に基づく、そのような犯罪の累犯を予防することを目的とする保安処分を規定するのは自由であるとしても、それは、憲法上保障される権利及び自由に対するより侵害的でないいかなる措置もこれらの行為の実行を予防するのに十分ではなく、かつ、これらの措置の実施の条件及びその期間が追求される目的に適合的で均衡を保っているという条件においてである。対象者が既に刑罰を執行された場合にはなおのこと、この条件の尊重が要請される。

15. 第一に、異議を唱えられているこの措置は、往來の

自由、私的生活の尊重を受ける権利、及び、通常の家族生活を送る権利を侵害する、さまざまな義務または禁止を必要な場合には重疊的に課すことを可能にする。例えば、特定の場所に居所を定める義務、週に三回を限度に警察または憲兵の元に定期的に出頭する義務、特定の活動に従事することの禁止、特定の者と接触することまたは特定の場所、場所的カテゴリーまたは領域に立ち入ることの禁止、及び、衛生的、社会的、教育的または心理学的ケアの条件を遵守することがそれである。

16. 第二に、保安処分の期間は、その厳格さを増大させる。ところで、異議を唱えられている措置が一年間命じられる場合、同措置は、更新が可能であり、しかも、その期間は五年、一定の場合には、一〇年にも達しうる。対象者が行為時に少年であった場合、これらの期間は、それぞれ三年及び五年となる。最長期間は、宣告刑の期間にかかわらず、法定刑に鑑み、適用される。

17. 第三に、一方で、異議を唱えられている措置は、テロ犯罪につき有罪判決を受けた者に対してのみ宣告されうるとしても、対象者が五年以上の自由剥奪刑、当該犯罪が法律上の累犯状態で行われた場合には三年以上の自由剥奪刑の宣告を受けた限りで適用されうる。他方で、この措置

は、この刑罰が部分的に単純執行猶予を伴う場合にも適用されうる。かくして、第七〇六―二五―一五条Ⅰ第一項及び第七〇六―二五―一六条第一項から、当該保安処分は、施設内刑罰の部分が三年以上の拘禁であれば宣告可能となり、この宣告は、判決裁判所が、単純執行猶予を宣告することで、執行猶予を伴う刑罰の部分が、拘禁後に対象者の観察を保障しうる措置である、保護観察の形態の下で、または、保護観察付執行猶予の形態の下で執行されることを予定するのは有益でないと料する場合であっても可能となる。

18. 第四に、この措置は、とりわけ、対象者が累犯に及ぶ非常に高い蓋然性によって特徴づけられるその者の危険性を理由としてのみ宣告されうる。しかしながら、この措置は、拘禁刑の執行後にしか実施されえない一方で、対象者がこの刑罰の執行中に社会再統合を促進しうる措置の恩恵を受けえたことは要求されていない。

19. 最後に、この措置の更新は、対象者の危険性が新たな要素または補足的な要素によって裏付けられることが要求されることなく、最初の決定と同一の条件で決定されうる。

20. 以上の点から、異議を唱えられている諸規定は、上

述の憲法上の要請を無視しているとの結論が導かれる。それ故、その余の非難については検討するまでもなく、付託された法律の第一条、それに伴い、同第二条及び第四条は憲法に反していると宣言する理由がある。

—その他の諸規定に関して

21. 憲法院は、職権で、憲法適合性のいかなる問題も提起しておらず、従って、本裁判決において検討された規定以外の諸規定の憲法適合性に関して宣告しなかった。

憲法院は以下の通り決定する。

第一条—テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法律の第一条、第二条及び第四条は、憲法に違反している。

第二条—この裁判決は、フランス共和国官報に公表されることになる。

以上は、Laurent FABRIS 議長の他、Claire BAZY MALAURIE 氏、Alain JUPPÉ 氏、Dominique LOTTIN 氏、Corinne LUQUIENS 氏、Jacques MÉZARD 氏、François PILLET 氏、及び Michel PINAULT 氏の出席する、二〇

二〇年八月七日の会議において、憲法院によって裁定されたものである。

二〇二〇年八月七日裁判決

テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する

二〇二〇年八月一〇日の法律第二〇二〇—一〇二三号

国民議会及び元老院は、二〇二〇年八月七日の憲法院裁判第二〇二〇—一八〇五DC号に鑑み、採択した。

共和国大統領は、以下の内容の法律に審署する。

第一条

(二〇二〇年八月七日の憲法院裁判第二〇二〇—一八〇五DC号によって憲法不適合と宣告された規定)

第二条

(二〇二〇年八月七日の憲法院裁判第二〇二〇—一八〇五DC号によって憲法不適合と宣告された規定)

第三条

刑法典第四二一―八条は、以下のように修正される。

一 「同様に」される」の語は、「」される」という語に置き換えられる。

二 以下のように起草される一項が付け加わる。

「但し、裁判所は、特に理由を付した決定によって、犯罪の状況及び行為者の人格に鑑み、この刑罰を宣告しない旨決定することができる。」

第四条

（二〇二〇年八月七日の憲法院裁決第二〇二〇―八〇五 DC号によって憲法不適合と宣告された規定）

本法は、国法として施行される。

Fort de Bregançon じゆ 二〇二〇年八月一日

共和国大統領

Emanuel MACRON

首相

Jean CASTEX

内務大臣

Gérald DARMANIN

海外県・海外領土大臣

Sébastien LECORNU

国庫尚書・司法大臣

Éric DUPOND—MORETTI

注

(1) Proposition de loi n° 472 adoptée dans les conditions prévues à l'article 45 alinéa 3 de la Constitution, par l'Assemblée nationale, instaurant des mesures de sûreté à l'encontre des auteurs d'infractions terroristes à l'issue de leur peine (Texte définitif), Assemblée nationale, Constitution du 4 octobre 1958, 15^e législature, session extraordinaire de 2019-2020, 27 juillet 2020, https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/150472_texte-adopté-seance.pdf (二〇二〇年八月十六日閲覧)。

(2) Conseil constitutionnel, Decision n° 2020-805 DC du 7 août 2020, NORCSC120214825, JORF n° 196, 11 août 2020, texte 4, (https://www.legifrance.gouv.fr/download/file/eXzFfZ_2gJ7rPSTBQj-XwW0lnN4FcEKuXTAQRsvaHPI=/JOE_TEXTE (二〇二〇年八月十六日閲覧))。

(3) Loi n° 2020-1023 du 10 août 2020 instaurant des mesures

de sûreté à l'encontre des auteurs d'infractions terroristes à l'issue de leur peine, NORJUSX2013567L, JORF n° 136, 11 août 2020, texte 2. (https://www.legifrance.gouv.fr/download/file/?XzFiz_2gJ7rPsTEQj-XwWvc_Ph7lx9K0G_z3damfY=/JOE_TEXTE (110111年八月十六日閲覧))。

- (4) Proposition de loi n° 2754 instaurant des mesures de sûreté à l'encontre des auteurs d'infractions terroristes à l'issue de leur peine, Assemblée nationale, Constitution du 4 octobre 1958, 15^e législature, enregistré à la Présidence de l'Assemblée nationale le 10 mars 2020 (https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/115b2754_proposition-loi.pdf (110111年八月十六日閲覧))。なお、本法案に関しては、井上宜裕(訳)「110110年三月一〇日に国民議会で提出された、テロ犯罪の行為者に対する刑罰終了後の保安処分を導入する法案第二七五四号」法政研究八八卷二号(110111年)五四五頁以下参照。